

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	輪島分屯基地プレハブの借上	空幕LPS-計1X0002	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 8年 4月 21日
		改正	令和 8年 6月 22日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空幕僚監部 事業計画第1課		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊輪島分屯基地において使用するプレハブの賃貸借について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の1.1.1及び1.1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年国営建技第1号）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年国営建技第25号）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年国営建技第25号）

土木工事共通仕様書（平成31年防整技第6007号別冊）

c) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建設業法（昭和24年法律第100号）

消防法（昭和23年法律第186号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

1.3.2 関連文書

a) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

2 役務に関する要求

2.1 全般

プレハブは、公表されている一般的なプレハブ標準製品とし、詳細はこの仕様書によることとする。

2.2 共通事項

2.2.1 現場

場内、仮囲いはA型バリケードを基準とする。仮囲いの範囲は安全に作業出来る範囲を見込むこと。また、工事に必要な現場事務所、手洗い及び仮設トイレを見込み、位置については、監督官と調整すること。

2.2.2 軽微な変更

履行に際し、現場の納まり、取り合わせ等のために、位置又は工法及びそれらによる部材等の数量に僅少な増減が発生する等の軽微な変更は、監督官と協議し、その指示に従うこととする。この場合の請負金額及び履行期間については変更しない。

2.2.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 現場代理人は、履行場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従い管理を行う。ただし、別に責任者を定めた場合は、これに協力する。
- b) 現場代理人は、常に現場の整理整頓を行い、危険箇所の点検等、事故の未然防止に努めることとする。

2.2.4 養生

契約の相手方は、履行関係区域内において適切な方法で養生することとし、実施箇所は、次による。

- a) 未使用の機械及び材料。
- b) 履行済みの部分。
- c) 在来部分。
- d) 汚染又は損傷のおそれのあるもの。

品名及び件名	輪島分屯基地プレハブの借上
--------	---------------

2.2.5 後片付け及び清掃

契約の相手方は、役務完了にあたり、この役務に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

2.3 構成

構成は、表 1 のとおり。

表 1－構成

名 称	数量	単位	備 考
事務所	1	棟	引込開閉器盤，スコットトランス，電灯分電盤を含む。
少量危険物貯蔵取扱所	1	棟	
仮設トイレ	2	基	汲み取り式

2.4 構造・形状・寸法

プレハブの構造，形状及び寸法については，**建築基準法第 18 条**の規定に基づく建築主事の審査を受けることを前提に，**建築基準法及び消防法等**に定める関係規定に適合するものとし，詳細は次のとおりとする。

なお，**建築基準法第 85 条第 6 項**及び**建築基準法施行令第 147 条**による緩和は適用しない。

2.4.1 事務所

2.4.1.1 型式

ダイワフラット L 平屋建て 4 K + 5 K × 5 . 5 K（大和リース株式会社）又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）。

なお，上記品目は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。2.4.2.1 及び 2.4.3.1 についても同様とする。

2.4.1.2 基本構造

基本構造は，次による。

- a) 構造は，軽量鉄骨造（ブレース構造を含む），平屋建てとすること。
- b) 外部寸法（柱内寸法）は，間口 9 100 mm ± 200 mm × 奥行 8 200 mm ± 300 mm × 軒高 3 700 mm ± 500 mm とすることとする。
- c) 基礎は，所定の凍結深度を加味し，鉄筋コンクリート布基礎で構築することとする。
- d) 据え付けは，斜面を考慮すること。
- e) 屋根は二重折板型 H=130 以上とし，出入り口には庇を設けること。
- f) 外壁はサンドイッチパネル（t=40 以上，硬質ポリウレタンフォーム充填）又は同等以上とすること。
- g) 天井はパネル式（断熱材（グラスウール等）敷込）とすること。
- h) 床はパネル式とし，合板（t=12 以上）の上に合板（t=4 以上）の下地を張り，タイルカーペット仕上げとすること。また，出入り口屋内側は 1 800 × 900 の範囲を見切りし，長尺塩ビシート仕上げ（防滑仕様）とすること。

- i) 桁行部に、有効寸法で W 1 700 mm±30 mm×H 2 000 mm±40 mm のアルミサッシ引違い戸（ガラス不使用のもの）を設置することとし、引違い戸は施錠できることとする。
- j) 妻部及び桁行部に W 1 700 mm±30 mm×H 1 300 mm±320mm のアルミサッシ引違い窓（ブラインド付）を設置し、施錠できるものとする。
- k) 外部窓サッシ性能は、耐風性を S-3 以上、気密性を A-4 以上に確保することとする。
- l) 室内に使用する仕上げ材料、建具及び天井裏等については、シックハウスの対策を構ずることとする。
- m) 契約締結後速やかに計画場所にて地盤調査（平板載荷試験）を実施し、詳細検討を行うこと。地盤補強は近隣ボーリングデータを参考とし検討する。
なお、地盤補強を行う場合、撤去時の解体を考慮し、鋼管杭を基準とすることとする。地盤補強は本契約の範囲内とする。
- n) プレハブ内に流し台を 1 か所設け、排水が可能であることとする。

2.4.1.3 電気設備

電気設備は、次による。

- a) プレハブ引込開閉器盤への電源供給はケーブルを用意した上で、建物番号# 1 8 1 局舎から三相 3 線式（以下，“3φ3W”という。）で引込むこととし、スコットトランスで単相 3 線式（以下，“1φ3W”という。）2 回路に変圧することとする。
- b) 照明は LED 灯とし、500 lx を確保すること。
- c) 屋外用 LED 投光器は、水銀灯 200 W 形相当を 3 台設置すること。
- d) 照明用スイッチ、換気扇用スイッチ及び屋外投光器用スイッチは、出入り口付近の屋内壁面に 1 か所設置すること。
- e) コンセントの位置は、別図第 1 によることとする。
- f) 屋外に防水コンセントを 1 か所設置すること。
- g) 電灯分電盤（L-1）は、主幹を 1φ3W 210/105 V, 40 A, 分岐数を 20 A×7 回路とし、電源は引込開閉器盤から引込むこととする。
- h) 上記電気設備機器は新品とする。

2.4.1.4 空気調和・換気設備

空気調和・換気設備は、次による。

- a) 空気調和機の設置位置は別図第 2 によることとし、空気調和機能力は基本として、冷房能力 12.5 (3.2~14.0) kW 以上、暖房能力 14.0 (6.3~18.0) kW 以上を見込み、定格消費電力は冷房 4.2 kW 未満、暖房 3.71 kW 未満とすることとする。
- b) 室外機は、窓を避けて設置し、架台を設けること。
- c) 換気扇は、両桁行部に一般用換気扇（排気用）を 1 台ずつ設置すること。
- d) 上記空気調和機は新品とする。

2.4.1.5 構内交換設備

構内交換設備の貫通口は、施工時に現場において調整する。

2.4.1.6 消火設備

消防設備は、法令等に基づき、消火器、火災報知器及び誘導灯を設置する。設置個所は監督官との協議による。

2.4.1.7 排水設備

流し台からの排水は、排水ホースで接続し、排水の溜め置けが可能である。

2.4.2 少量危険物貯蔵取扱所

2.4.2.1 型式

危険物貯蔵庫 2坪指定数量 10 倍以下タイプ（大和リース株式会社）又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）。

2.4.2.2 基本構造

基本構造は、次による。

- a) 構造は軽量鉄骨造（ブレース構造を含む）、平屋建てとすること。
- b) 外部寸法（柱内寸法）は、間口 3 500 mm±500 mm×奥行 2 250 mm±100 mm×軒高 2 620 mm±600 mm とすること。
- c) 基礎は所定の凍結深度を加味し、鉄筋コンクリート布基礎で構築することとする。
- d) 備え付けは、斜面を考慮すること。
- e) 外壁は金属断熱サンドイッチパネル（t=75 以上）とし、1 時間耐火構造を有すること。
- f) 柱は 1 時間単独耐火構造を有すること。
- g) 屋根はガルバリウム鋼板製とすること。
- h) 天井は屋根材裏面現しとすること。
- i) 室内に鋼板製溜めます 350×350×H 300 を有すること。
- j) 桁行部に、有効間口 W1 300 mm±30 mm×H 2 000 mm±40 mm の、施錠機能を有するスチール製親子開き戸を設置することとする。

2.4.2.3 電気設備

電気設備は、次による。

- a) 電源は、引込開閉器盤から引込むこと。
- b) 照明は、耐圧防爆型 LED 灯直付型とし、1 590 lm を確保すること。
- c) 屋外の入口付近の壁面に照明用スイッチを 1 か所設置すること。
- d) 屋外に防水用コンセントを 1 か所設置すること。
- e) 電灯分電盤（L-2）主幹は、単相 2 線式 100 V、30 A、分岐数を 20 A×2 回路とする。
- f) 上記電気設備機器は新品とする。

2.4.2.4 換気設備

換気設備は、次による。

- a) スチール製固定ガラリ及びスチール製可動ガラリ防火ダンパー付をそれぞれ設置すること。
- b) ガルバリウム鋼板製回転式ベンチレーター（自然換気）を設置すること。

c) 上記換気設備機器は新品とする。

2.4.2.5 消火設備

消防設備は、法令等に基づき、消火器、火災報知器及び誘導灯を設置する。設置個所は監督官との協議による。

2.4.3 仮設トイレ

2.4.3.1 型式

汲み取り式仮設トイレリース（大和リース株式会社）又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）。

2.4.3.2 基本構造

- a) 基本構造は簡易水洗とし、洋式便座（臭逆流防止機能付き）、内側及び外側から容易に開かない施錠機能を備える。
- b) 汲み取り式とし、汲み取りについては1月及び2月の冬季を除き月1回以上行うこととする。
- c) 照明として乾電池式LED灯（人感センサー付き）を設置する。
- d) 衣類又は荷物を置ける構造とする。
- e) 転倒防止用の固定具を装着できる構造とする。

2.5 設置

設置は、この仕様書によるほか、建築基準法、建設業法、消防法、都市計画法、廃棄物等の処理及び清掃に関する法律、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、及び土木工事共通仕様書（以下、“各種法令等”という。）に従い、次により実施する。

- a) 設置工事は、別図第3による。
- b) 電気設備工事は、別図第4による。
- c) 空調設備工事は、別図第2及び第5による。
- d) 火災報知設備は、別図第6による。
- e) 搬入及び搬出に当たっては適切な養生を行い、施設およびほかの機器に損害を与えないこと。
- f) 搬入及び搬出に際し、施設又は機器に何らかの損傷が発生した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により速やかに修復を行うこととし、これにより難しい場合は、別途協議することとする。
- g) 本契約の履行により生じた梱包材等の廃材については、契約の相手方が持ち帰ることとする。
- h) 設置に係る消耗品については、契約の相手方が準備することとする。
- i) 新品でない、又は同等以上の物品を使用する場合については、事前に監督官と協議すること。
- j) 設置場所は、航空自衛隊輪島分屯基地R地区（別図第7のとおり。）とし、細部設置場所については、監督官と調整することとする。

- k) 全ての設置物は、令和8年11月30日までに設置を完了することとし、令和8年12月1日～令和13年2月28日までの間、賃貸借を実施することとする。

なお、設置完了日は、検査官が完成検査を合格として日とする。

2.6 保守

保守は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.5 k)に示す賃貸借の期間中は、設置時における状態を維持するために適切な保守を行うこととする。ただし、明らかに官側の故意又は過失により発生した障害については、保守の対象外とする。
- b) 障害発生時には、緊急に電話連絡が取れるとともに迅速に復旧対応できる保守体制が確立されていることとする。また、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した**保守連絡先一覧表**1部を作成し、監督官に提出することとする。
- c) 保守の窓口は、一元化し、ワンストップサービスで行うこととする。
- d) 保守の提供時間は、平日の課業時間内（9時から17時を基準）とする。ただし、発生した障害が設置部隊の運用に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合は、監督と調整の上、対応を行うこととする。
- e) 障害復旧要請は、電話、FAX 又は電子メール（以下、“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施することとし、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰しがたい場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たることとする。ただし、電話連絡で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- f) 契約の相手方は、保守作業を行った際は、実施日、作業名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書1部を監督官の確認を得た後、**表2**に示す提出先に提出することとする。

2.7 撤去

別途契約とする。

3 品質管理

設置上の不備又は設備の劣化等により不具合が生じた場合は、契約の相手方の負担において修復することとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、次による。

- a) 分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）の定める監督及び検査実施要領により実施する。
- b) この仕様書に基づき、設置作業終了後及び撤去作業終了後に、検査官の完成検査を受検するものとする。

なお、契約の相手方は、受検前にあらかじめ各種法令等に定める必要な審査及び検査を受けておくこととする。

5 提出書類

提出書類は表 2 に示すほか、次による。

なお、分支担官への提出書類は、提出前に監督官の確認を受けることとする。

5.1 設計図面

契約の相手方は**設計図面**（平面図，立面図，断面図，仕上表，矩計図，基礎図，基礎詳細図及び仕様書に示す機能を確認できる設備図）を契約締結後速やかに監督官に提出し，承認を受けることとする。

5.2 役務工程表

契約の相手方は，着手に先立ち，**役務工程表**を作成し，監督官の確認を得て，提出することとする。また，工程に変更が生じた場合は，速やかに変更を反映した**役務工程表**を監督官に提出し，その指示を受けるものとする。

6 その他の指示

6.1 官公署その他への届け出手続き等

契約の相手方は，官が実施するべき関係法令等に定める関係官公署その他の関係機関への必要な届け出手続き等を，分支担官の委任を受けて実施することとし，細部は次による。

- a) 届け出手続きを実施する際には，あらかじめ分支担官と必要な調整を行う。
- b) 法令等において必要な届け出等に関しては，遺漏のないよう実施することとする。

6.2 官側における支援

契約の相手方は，本契約の履行に当たり，次の事項について官側の支援を必要とする場合は，事前に官側と調整の上，支援を受けることができる。

- a) 器材及び資材の一時保管
- b) その他必要と認められる事項

6.3 輪島分屯基地内における制約事項

- a) 契約の相手方が役務のため基地内へ立入る場合，**工事業者入門申請書**により許可を受け，入門前にドライブレコーダーの電源を切り，機能の無効化措置を実施することとする。
- b) 基地内において本契約の履行に必要な場所以外への立ち入りを行わないこと。
- c) 基地内で知り得た情報について，第三者へ漏らしてはならない。
- d) 役務のため火気等を使用する場合は，**火気等使用申請書**を提出し，許可を受けるものとする。また，火気等を使用する際は，消火器等を準備し，安全対策の処置を行うものとする。
- e) 基地内における役務時間については，原則，8時15分から17時までとし，17時を超えて残業する場合は，**課業時間外作業届**を監督官に提出する。また，日曜日及び祝日は役務を実施しない。やむを得ず，日曜日又は祝日に役務を実施する場合は，事前に監督官と協議の上，許可を得ること。

- f) 写真の撮影は、当該履行に関する部分以外の撮影を禁止することとし、写真及びデータについては用済み後、完全に消去し当該データを保存しないものとする。また、**役務写真**は役務完了後に仕様書及び図面に適合して履行されたこと及び役務の工程が確認でき、維持補修業務の実施状況並びに計算証明の証拠として満足させるように撮影するものとする。写真は作業前、作業中及び作業後、履行に伴い確認ができなくなる部分を可能な限り同一方向から撮影するものとし、編集した後に提出するものとする。
- g) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、情報流出等防止に努めることとする。
- h) 履行にあたり、滅失又は毀損した場合は、監督官の指示に従い現状に回復することとする。

6.4 その他必要な要求事項

その他必要な要求事項は次のとおり。

- a) 役務にあたり、監督官と密接な連絡を保ち、作業が良好かつ安全に実施できるよう努めることとする。
- b) 設計図書は、S I 単位を使用することとする。S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は、括弧内を非S I 単位とする。
- c) 官側が求める書類の提出には速やかに応じることとする。

品名及び件名	輪島分屯基地プレハブの借上
--------	---------------

表2－提出書類

番号	名称	種類	数量	提出期限	提出先	様式
1	計画通知	紙媒体	1部	着手1か月前までに	奥能登土木総合事務所	県指定による
2	工事工程表	紙媒体	1部	契約締結後速やかに	監督官	任意 ^{a)}
3	設計図面	紙媒体	1部	契約締結後速やかに		任意
4	作業日報	紙媒体	1部	日々の作業終了後速やかに		任意 ^{a)}
5	工事完成通知書	紙媒体	1部	設置完了後速やかに		建築基準法第18条
6	工事写真	紙媒体	1部			任意 ^{a)}
7	工事完成図	紙媒体	1部			任意 ^{a)}
8	取扱説明書	紙媒体	1部			任意 ^{a)}
9	保守連絡先一覧表	紙媒体	1部	賃貸借開始前		任意 ^{a)}
10	保守作業報告書	紙媒体	1部	保守作業完了後速やかに		任意 ^{a)}
11	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	紙媒体	写1部	処分完了後速やかに		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条
12	工事業者入門申請書	紙媒体	1部	契約後速やかに		官側 ^{b)}
13	作業員名簿	紙媒体	1部	契約後速やかに		任意 ^{a)}
14	着手届	紙媒体	1部	契約後速やかに		官側 ^{b)}
15	現場代理人等指名・ 変更通知書	紙媒体	1部	契約後速やかに	官側 ^{b)}	
16	略歴書	紙媒体	1部	契約後速やかに	官側 ^{b)}	

品名及び件名	輪島分屯基地プレハブの借上
--------	---------------

表 2 - 提出書類 (続き)

番号	名 称	種類	数量	提出期限	提出先	様 式
17	資格・免状の写し	紙媒体	1部	着手前	監督官	任意
18	受任者・下請負者設定等通知	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}
19	施工体制台帳	紙媒体	1部	都度	監督官	任意
20	材料検査願	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}
21	課業時間外作業届	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}
22	打ち合わせ簿	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}
23	引渡書	紙媒体	1部	完成検査後	監督官	官側 ^{b)}
24	火気等使用申請書	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}
25	その他監督官が指示する書類	紙媒体	1部	都度	監督官	官側 ^{b)}

注^{a)} 紙媒体の大きさは、原則として J I S P 0 1 3 8 の A 列 4 番とする。

^{b)} 監督官を通じて示す。